

資料3

第1回
心身障害者扶養保険検討委員会
資料

平成19年3月
厚生労働省障害保健福祉部

目 次

	頁
【概要】	
○ 心身障害者扶養保険制度の概要	1
○ 心身障害者扶養保険制度の仕組み	3
○ 加入者数及び受給者数の推移	4
○ 加入者数及び受給者数の現況（道府県・指定都市別）	5
○ 過去の制度改正の概要	6
【現状と見直し】	
○ 心身障害者扶養保険制度の現状について	1 1
○ 保険収支と年金収支の推移	1 3
○ 責任準備金等の推移（平成15～17年度）	1 4
○ 厚生労働省独立行政法人評価委員会等の指摘状況	1 5
○ 東京都扶養年金制度の概要について	1 6
○ 東京都扶養年金制度の廃止の考え方	1 7
○ 見直しに際しての視点	1 8

心身障害者扶養保険制度の概要

1. 制度の概要

- (1) 障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛け金を納入することにより、保護者の死亡などの場合に障害者に終身年金を支給し、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とした任意加入の制度。
- (2) 地方公共団体において先行して実施されていた制度を引き継ぎ、全国的規模で実施するため昭和45年に創設。地方公共団体が条例に基づき実施する共済制度を独立行政法人福祉医療機構が再保険する制度。

2. 制度の内容

- (1) 加入者； 次のいずれかの障害者を扶養している65歳未満の保護者
 - ・ 知的障害者
 - ・ 身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当する者
 - ・ 精神又は身体に永続的な障害のある者で、その障害の程度が前記と同程度の者（精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）
- (2) 保険料（掛金）の月額

加入時における年齢区分 〔加入時年齢で固定〕	掛 金 額 〔一口当たり〕
35歳未満	3,500円
35歳以上40歳未満	4,500円
40歳以上45歳未満	6,000円
45歳以上50歳未満	7,400円
50歳以上55歳未満	8,900円
55歳以上60歳未満	10,800円
60歳以上65歳未満	13,300円

（注1）65歳に達し、20年（一部25年）継続加入した場合に、加入者の保険料の納付の免除を行っている。
（注2）加入者一人当たり二口が上限。

(3) 給付内容

	年金	弔慰金	脱退一時金
支給事由	加入者が死亡若しくは重度障害となったとき。	加入者が生存中障害者が死亡したとき又は加入者と障害者が同時に死亡したとき	加入者が生存中にこの制度を脱退したとき
支給額	1口当たり 月額 20,000円	1年以上5年未満 2万円 5年以上20年未満 5万円 20年以上 10万円	5年以上10年未満 3万円 10年以上20年未満 5万円 20年以上 10万円

3. 加入者及び受給者数(平成17年度末現在)

(1) 加入者(保護者)

- ・ 延べ人員 95,311人 (実人員 67,591人)
- ・ 障害の種類

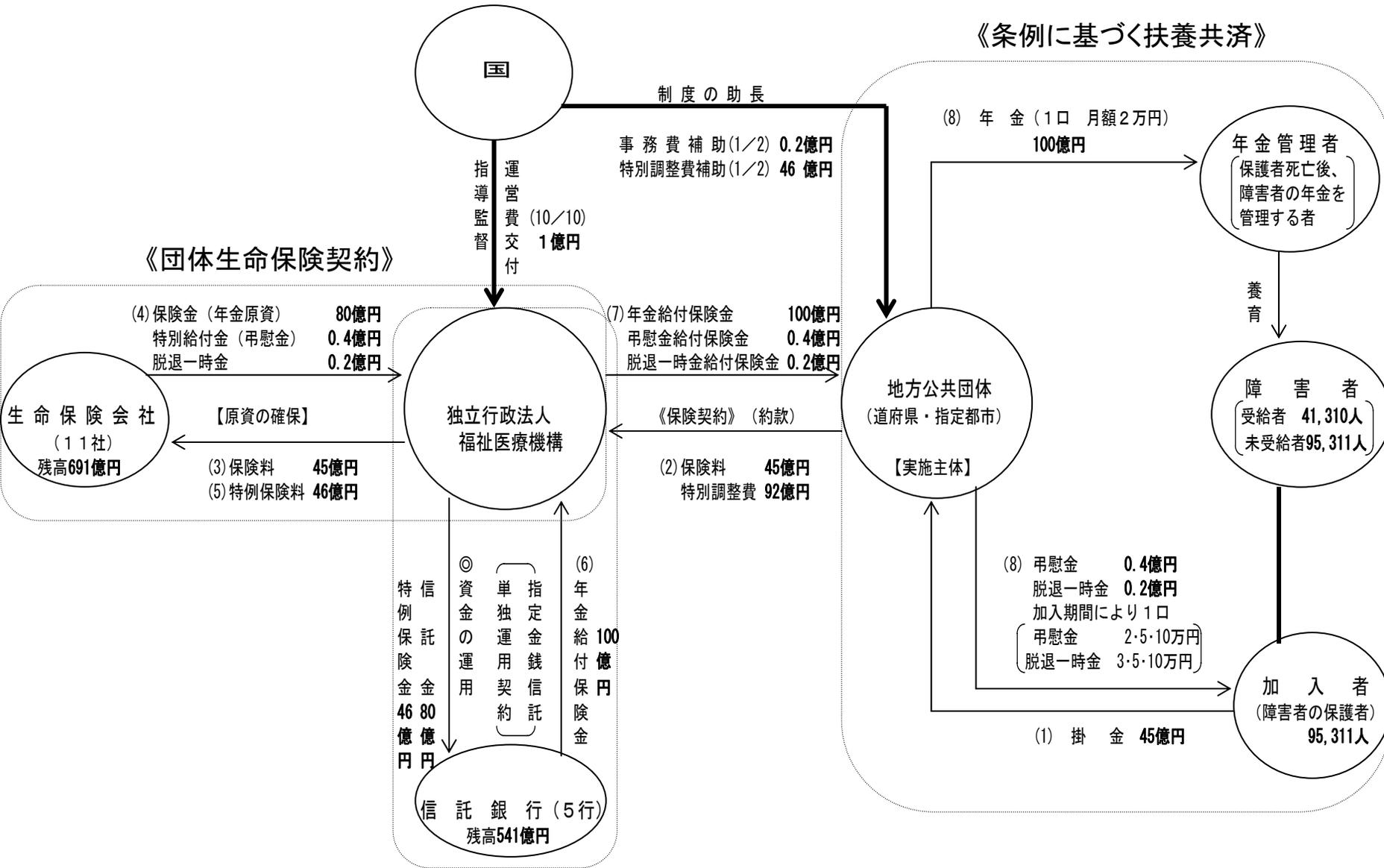
身体障害	約 30%	}	身障1・2級、知的A程度が約50%
知的障害	約 65%		
精神障害	約 5%		

(2) 受給者(障害者)

- ・ 延べ人員 41,310人 (実人員 36,329人)
- ・ 障害の種類

身体障害	約 40%	}	身障1・2級、知的A程度が約60%
知的障害	約 55%		
精神障害	約 5%		

心身障害者扶養保険制度の仕組み



(注) 金額及び人員は、17年度決算ベース

過去の制度改革の概要

1. 第1次改正(昭和54年10月)

制度発足後10年がたち、年金額の増額や加入年齢緩和の要望が出てきたため、次のとおり第1次改正が行われた。

- (1) 年金の増額 2口加入制度の創設
- (2) 加入年齢の緩和 原則45歳未満まで → 65歳未満まで
- (3) 保険料(掛金)の改正 加入時又は付加時の年齢区分による保険料の固定方式の導入(一部)

2. 第2次改正(昭和61年4月)

制度発足当時は実態が不明であったこと、また福祉政策の観点から保険料が低めに設定されていたこと等により、財政的に余裕がなくなってきたため、次のとおり第2次改正が行われた。

(1) 加入時45歳未満の既加入者の保険料(一口目)の額の改定

・保険料のアップ及び区分変更(3区分 → 4区分)

(2) 加入時45歳未満の既加入者の保険料(一口目)の免除開始要件の改正

・65歳以上かつ20年以上継続加入 → 65歳以上かつ25年以上継続加入

(3) 加入時又は付加時の年齢区分による保険料の固定方式の導入(全面)

(4) 弔慰金の増額

3. 第3次改正（平成8年1月）

扶養保険制度については、障害者死亡率の改善や運用利率の低下等により、従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用が不足しており、平成10年度には、年金の支払いが困難になる恐れがあった。

こうした状況の下で、制度を安定的に運営するため、保険料を引き上げるとともに過去の保険料納付不足分について国及び道府県・指定都市で2分の1ずつ負担する等の措置を平成7年度以降の予算において講ずることとした。

(1) 保険料の改定

年金給付を賄うのに必要な保険料に改定（引上げ幅；2.0～2.5倍）

加入時における 年齢区分 （加入時の 年齢で固定）	改正前 掛金額	現行				改正後の新規 加入者に係る掛 金額
		改正前の既加入者に係る掛金額			平成10年4月1日 以降	
		平成8年1月1日 から平成9年3月 31日まで	平成9年4月1日 から平成10年3 月31日まで	平成10年4月1日 以降		
	円	円	円	円	円	
35歳未満	1,400	2,100	2,800	3,500	3,500	
35歳以上40歳未満	1,900	2,800	3,700	4,500	4,500	
40歳以上45歳未満	2,600	3,800	4,900	6,000	6,000	
45歳以上50歳未満	3,200	4,600	6,000	7,400	7,400	
50歳以上55歳未満	4,100	5,700	7,300	8,900	8,900	
55歳以上60歳未満	5,300	7,200	9,000	10,800	10,800	
60歳以上65歳未満	6,800	9,000	11,200	13,300	13,300	

(2) 脱退一時金の創設

一定期間以上の加入者が脱退した場合、加入期間に応じて支給

加入期間	金額
5年以上10年未満	3万円 (10年間加入した場合の掛金総額は、約42万円。)
10年以上20年未満	5万円 (35年間加入した場合の掛金総額は、約84万円。)
20年以上	10万円 (45年間加入した場合の掛金総額は、約190万円。)

(3) 財政支援の実施(特別調整費)

平成7年12月時点の既加入者及び年金受給者の年金給付に必要な費用のうち、従前の保険料納付不足分(約1,200億円)を国及び道府県・指定都市が負担(2分の1ずつ、20年間)

年間所要額 国46億円、道府県・指定都市46億円

予算措置経緯(国負担分)

平成7年度 11.5億円(1月実施)

平成8～26年度 46億円

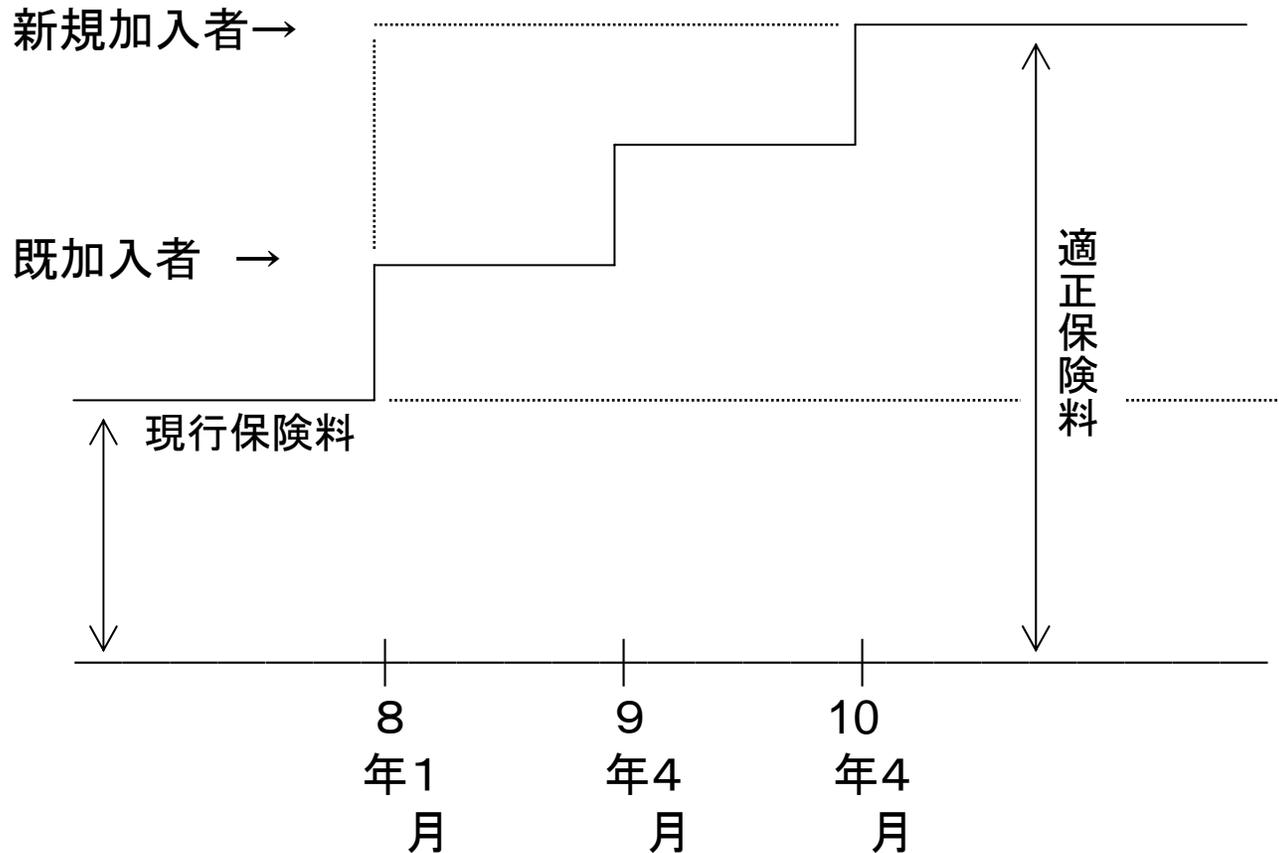
平成27年度 34.5億円

※道府県・指定都市負担分の46億円は、地方交付税において財源措置

(備考)保険料の段階的引き上げ

新規加入者：改正時より年金給付に必要な保険料(適正保険料)を適用

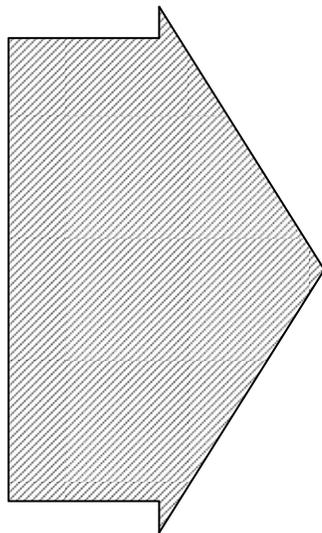
既加入者：激変緩和措置として、段階的に適正保険料に引き上げ



心身障害者扶養保険制度の現状について

1. 平成8年改正

1. 保険料の改定(引上げ幅;2.0~2.5倍)
2. 積立不足を4.5%、20年(平成7~27年度)で償却するため、国・地方自治体がそれぞれ年額46億円の公費を投入
3. 脱退一時金を創設(払込掛金との差額は生命保険会社の収入とし、積立不足額に充当する。)



2. 現 状

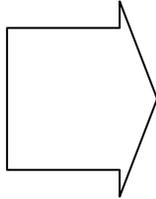
1. 運用利回りの低下
2. 障害者の受給期間の長期化
3. 掛金引上げの見送り(※)

により、新たに積立不足が発生

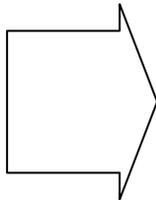
※ 平成8年改正時に、5年に一度の制度の見直しを行うこととしたが、平成12年度は、経過措置期間が終了したばかり等の理由で、改正を見送った。

(参考) 平均的な加入者・受給者

(1) 加入者 (保護者)

・ 平均加入者年齢	平成7年度	61.0歳		平成17年度	66.9歳
・ 平均加入期間	平成7年度	22年5か月		平成17年度	28年8か月
・ 新規加入者の平均年齢					50.4歳(平成17年度)
・ 掛金総額の平均					約 180万円 (加入時からの累積)

(2) 受給者 (障害者)

・ 平均受給期間	平成7年度	9年7か月		平成17年度	13年11か月
・ 生涯平均受給額	平成7年度	約 230万円		平成17年度	約 330万円
・ 受給開始年齢の平均					47.8歳(平成17年度)

厚生労働省独立行政法人評価委員会等の指摘状況 (心身障害者扶養保険)

1. 厚生労働省独立行政法人評価委員会

○ 独立行政法人福祉医療機構の平成15年度の業務実績の評価結果 (平成16年8月24日)(抄)

⑤ 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業については、財務状況の定期公開、安全性を重視した運用、地方公共団体事務担当者会議の開催による日常業務の正確な事務の遂行の促進が計画どおり進展しているところである。なお、当該事業の繰越欠損金については、その解消に向けて、検討が進められることとなっている。

※ 平成16年度、平成17年度の業務実績の評価結果も同旨。

2. 政策評価・独立行政法人評価委員会(総務省)

○ 独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性 (平成18年11月27日)(抄)

4 心身障害者扶養保険事業の見直し

心身障害者扶養保険事業については、心身障害者扶養保険責任準備金に対応する資産の積立不足により、平成17年度末で約388億円の繰越欠損金が発生しているが、現在、厚生労働省において、心身障害者扶養保険制度の見直しを行っており、その方向性が定まった段階で、事務及び事業の見直しに係る具体的な措置を定めるものとする。

東京都扶養年金制度の概要について

1. 目的

保護者亡きあとの障害者の生活の安定と福祉の向上(東京都の単独事業)

2. 創設

昭和44年4月1日

3. 内容

- ・掛金 月額4,800円～15,600円(国基準の1.2倍～1.4倍)
- ・支払期間 20年間(国:20年かつ65歳に達するまで)
- ・年金額 終身3万円(国:終身2万円)

4. 加入要件

次のいずれかの障害者を扶養している65歳未満の保護者

- ・知的障害者
- ・身体障害者障害程度等級表4級以上の者
- ・精神障害者
- ・その他(脳性麻痺、自閉症、進行性筋萎縮症を有する者)

東京都扶養年金制度の廃止の考え方

- 新規加入は廃止。(今後の新規加入者は、国スキーム(改正後)での対応を希望。)
- 既受給者は、現行のまま支払継続。(給付カットは財産権もあり困難。)
- 既加入者(未受給者)は全て解約して、国制度並みの水準で以下により一定の保証を行う。
 - ・ 掛金納付完了者
国制度と同じ給付額(月額2万円)を、東京都扶養年金の平均的受給期間(24年程度)給付したと仮定した場合の総額(A)を算出して、それを現在の価値に換算した金額を支払う。
 - ・ 掛金納付者
掛金納付完了者と同様の方法で算出した総額(A)に、東京都扶養年金の掛金払込期間により按分した金額($A \times \text{掛金年数} / 20\text{年}$)を、現在の価値に換算した金額を支払う。
- 平成19年3月1日施行。(ただし、既加入者については、平成20年3月31日まで経過措置あり。)

見直しに際しての視点

- 本制度は、障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、親亡き後等の障害者に終身年金を支給する任意加入の制度であること。
- 本制度は、あくまで公的所得保障の上乗せであり、加入者及び受給者が少数に限られていること。
- ①運用利回りの低下、②障害者の受給期間の長期化、③掛金引上げの見送りにより、新たに積立不足が発生していること。
- 制度維持の場合は、過去の積立不足への対応が必要であるとともに、新たな積立不足を発生させないための対応が必要であること。
- 制度廃止の場合は、受給者及び既加入者への対応など廃止に伴う対応が必要であること。
- 年金資産運用の改善が必要であること。